

南三陸町 次世代育成支援後期行動計画 (平成22年度～平成26年度)

< 概要版 >



計画策定にあたって

我が国では、急速な少子化による高齢化が世界でも例をみない速さで進行しています。このような状況を踏まえ、平成15年3月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方自治体及び従業員301人以上の事業主などに対して次世代育成支援に関する行動計画の策定が義務付けられました。

本町においても、合併前の旧志津川町・旧歌津町で次世代育成支援行動計画を策定し、保育サービスの提供基盤の整備や子育て家庭の就労支援などに取り組み、子育てを総合的に支援する施策を展開してきました。

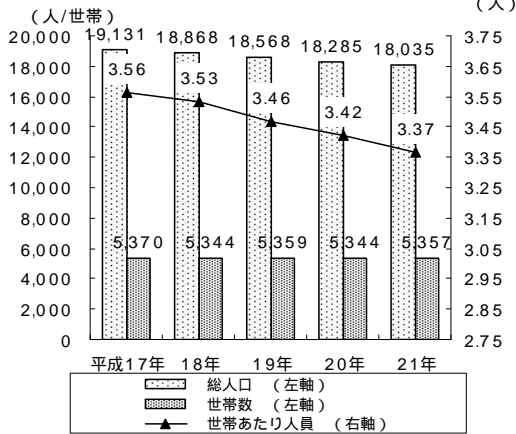
しかし、我が国では若者の就労形態の不安定化や晩婚化の進行など、少子化要因は依然として改善されていません。国ではこのような状況を踏まえ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」などを取りまとめました。このような状況を踏まえるとともに、前期行動計画の計画期間の満了にともない、前期行動計画期間である5か年間の社会状況の変化や施策の展開・評価を実施し、それを踏まえ後期行動計画を策定することとなりました。後期行動計画においても、保育サービスの提供基盤の充実に取り組みむとともに、子どもを生き育てやすいまちづくりを推進します。

南三陸町の現状

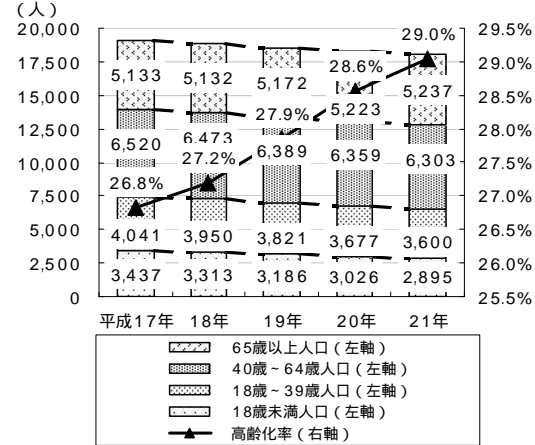
本町の総人口は年々、減少傾向にあります。

その要因としては、18歳未満人口が減少していることが要因となっています。出生数は年々減少傾向にあります。18歳未満人口の減少などともなって、高齢者の総人口に占める割合である高齢化率は年々上昇し、平成21年には29.0%となっています。

南三陸町の平成17年から平成21年の
総人口・世帯数などの推移



南三陸町における平成17年から平成21年
の年齢階層別の人口推移



南三陸町の子育ての現状

後期行動計画の策定にあたっては、6歳未満のお子さんのいる家庭と小学校低学年のお子さんのいる保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

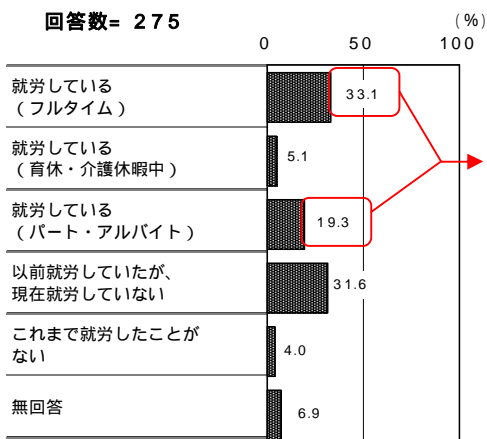
その結果をみると、子育て家庭における共働きが子どもの成長にともなって増えることや、育児に関する経済的な負担などに不安や悩みを抱えている傾向にあります。

仕事と生活の両立に関しては、育児休業の利用状況など前期行動計画の取り組みにより増えてはいるものの、育児休業期間明けに保育サービスを利用できない場合は、家族等に子どもを見てもらって対応できないときに仕事を辞める方が6歳未満のお子さんのいる家庭で4割以上を占めています。

— 子どもが成長すると・・・ —>

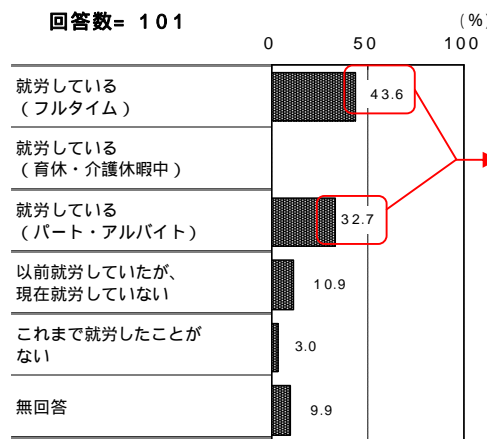
【就学前児童保護者】母親の就労状況

回答数= 275



【小学校低学年児童保護者】母親の就労状況

回答数= 101



52.1%
と半数を
上回る

76.3%
に増加

計画の基本理念

次世代育成支援対策推進法の第3条の「基本理念」では、子育てにおいて親や保護者に第一義的な責任はあるものの、子育てを親や保護者だけの問題とはせず、社会全体で子育てにおける様々な障害を取り除くための支援に取り組むことを求めています。

次世代育成支援前期行動計画では、これらを踏まえ、「健やかに子どもを産み育てることができるまちづくり」を基本理念とし、次世代育成支援施策に取り組んできました。次世代育成支援後期行動計画においても施策の一貫性の観点から前期行動計画と同じ基本理念とします。

基本理念

健やかに子どもを産み 育てることができる
まちづくり

計画の基本目標

次世代育成支援前期行動計画では、「健やかに子どもを産み育てることができるまちづくり」の基本理念のもとに7つの基本目標を設定し、具体的な施策を展開してきました。次世代育成支援後期行動計画では、本町の現状と課題から、新たに基本目標を編成し施策を展開することにより、子どもを産み育てることに喜びを感じ、子どもがたくましく成長できるまちの実現を目指します。

基本目標

1. 仕事と子育てを両立するための支援	仕事と子育てが両立できる環境づくりや子育てにおける男女共同参画の推進など、保護者の就労環境づくりに努めます。
2. 地域でのサービス提供による子育て支援	子育て家庭や保護者が安心して就労できるよう保育サービスの提供基盤の整備や地域における子育てを支援する体制の整備に取り組みます。
3. 母子・父子家庭等の子育て支援の充実	母子・父子家庭の保育サービスの利用支援、就労、経済的な支援などの施策の充実を図ります。
4. 地域と連携した子どもとその家庭を支援するための体制の構築	様々な子育て家庭の多様な子育て支援のニーズに対応するために、ボランティアや子育て支援サークルなどの自主活動による子育て支援を充実するための体制の構築に取り組みます。また、平成17年度から運営されている児童虐待防止ネットワーク活動の支援、保育所（園）や保健センターなどの関係機関と連携を強化し体制構築に取り組みます。
5. 母子の健康保持・増進のための支援	これまでの母子保健対策による取り組みの成果に加え、保育所（園）・幼稚園・学校関係者と連携を強化し、妊産婦や子どもの成長に応じた適切な保健指導を行い、母子の健康の保持・増進を支援します。
6. 子どもと妊産婦が安全に過ごせるまちづくり	事故や犯罪に子どもが巻き込まれないよう、安心して生活でき積極的に活動できる環境づくりを推進するとともに、災害発生時に適切な支援と減災のための環境づくりを推進します。
7. 子どもの学びを支援する体制づくりの推進	子どもが成長とともに、豊かな感受性や健やかな身体と確かな学力を身につけるために、施設面の整備だけではなく、子育て家庭・学校・地域社会が一体となり、社会全体で子どもの様々な学びを支援する体制づくりを推進します。

具体的な施策

1. 仕事と子育てを両立するための支援

→ (1) 仕事と子育てを両立できる環境づくり

仕事と生活の調和を図るため、育児休業制度などの周知や事業主次世代育成支援行動計画策定の支援の推進、子ども手当の支給などに取り組み、地域社会全体で、仕事と子どもを産み育てることに喜びを感じることができる環境づくりに取り組みます。

→ (2) 男女共同による子育ての推進

育児負担の軽減や育児不安の解消を図るため、子育てにも男性もが参加し、負担を分担し合えるよう男女共同で子育てする意識を醸成し、男女共同による子育てを推進します。

→ (3) 保護者等の就労を支援する体制づくり

育児負担の軽減や育児不安の解消を図るため、子育てにも男性が参加し、負担を分担し合えるよう男女共同で子育てする意識を醸成し、男女共同による子育てを推進します。



2. 仕事と子育てを両立するための支援

→ (1) 子育てに関する情報の提供体制の充実

適切な育児方法や子育て支援事業を選択できるように、総合的な相談窓口の設置や広報紙などを通じて、子育て支援事業の周知を図ります。



(2) 保育サービスの提供基盤の整備

子育て家庭の保護者が安心して、就労するためには保育サービスの提供基盤を整備し、様々な保育ニーズに対応できるようサービスの充実に努めます。

実施する保育サービス

項目	事業内容
通常保育事業の充実	保護者の就労などにより自宅などで、昼間養育できない児童を対象に、保育所(園)や幼稚園において11時間以内で児童を預かる事業です。今後、サービス必要量が不足しないように保育体制の充実に図ります。
乳児保育事業の充実	保護者の就労などにより自宅などで昼間養育できない10か月から3歳未満の健康な乳児を対象に、保育所(園)で預かる事業です。乳児保育利用希望者が増加する傾向にあり、乳児の保育所(園)受け入れ体制を整備し、保育内容の充実に図ります。
延長保育事業の充実	保護者が就労のため迎えに來れない児童を対象に、通常保育11時間を超えて保育を行う事業です。保護者の就労形態の多様化や通勤時間に対応するため、延長保育の充実に努めます。
休日保育事業の実施検討	保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜・祝日を含め年間を通じて開所し、日曜・祝日の昼間に自宅などでの養育が困難な児童を預かる事業です。施設の整備や保育士等の人材の確保など、後期行動計画期間内で検討します。
一時預かり事業の検討実施	就労形態の多様化に対応する一時的保育や専業主婦家庭などの緊急時(保護者の病気、育児疲れの解消など)に、自宅などで養育が困難な児童を対象に、一時的に児童を預かる事業です。近年、利用希望者が増加傾向にあることから、施設の整備や保育士等の人材の確保など、後期行動計画期間内で検討実施します。

実施を検討する保育サービス

項目	事業内容
病後児保育事業の実施検討	保育所(園)へ通っている児童などが病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な一定期間において、保育所(園)、病院などに付設された専用スペースで一時的に預かる事業をいいます。施設の整備や保育士等の人材の確保など、後期行動計画期間内で検討します。
特定保育事業の実施検討	保護者のパート勤務者の増加など、就労形態の多様化にともなう保育需要の変化に対応するため、週2、3日程度、または午前か午後のみ自宅などでの養育が困難な児童を対象に、必要に応じて柔軟に児童を預かる事業です。施設の整備や保育士等の人材の確保など、後期行動計画期間内で検討します。
老朽化した保育所(園)の新築などの検討	老朽化や保育スペースの狭隘化を解消するとともに、実施保育サービスの提供体制を勘案しつつ、老朽化した保育所(園)の新築などを検討します。
入谷ひがし幼稚園などへの支援	保育サービスの提供基盤の民間活力による整備を推進するため、入谷ひがし幼稚園などの認可外保育施設などを対象に、運営に関する支援を行います。

(3) 学童期における支援

子どもの成長につれて母親が就労する傾向にあり、共働き家庭が増える傾向にあります。このことから放課後児童健全育成事業へのニーズも増加することが考えられ、事業の充実や教育委員会が所管する放課後子ども教室について実施を検討するなど、放課後児童を健全育成するための環境整備に取り組みます。



実施もしくは検討する放課後児童健全育成事業などについて

項目	事業内容
放課後児童健全育成事業の充実 (放課後児童クラブ)	保護者が仕事などにより、放課後の時間帯に昼間自宅などにいない小学校低学年児童(1年生～3年生)を対象に、指導員のもとで適切な遊び場や生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業です。 子育て家庭の支援を目的に、育児相談や保育所(園)施設開放、親子で遊ぼう「たけのこクラブ」などを実施していきます。 事業内容の周知により浸透してきていることから、積極的に事業の充実を図ります。
放課後子ども教室事業の実施検討	放課後の小学校児童を対象に、小学校の余裕教室を活用し地域の住民の参画を得て、児童と地域住民が学習やスポーツ、文化活動・地域住民との交流などにより、児童の健全育成を図る事業です。 現在、実施していませんが、実施体制の整備などについて後期計画期間に検討します。

→ (4) 地域子育て支援事業による支援

地域子育て支援センターは、育児の孤立化による育児不安が進んでいるなかで重要な役割を担っています。今後、多様な子育て支援ニーズに対応するため、サービスの充実を図ります。

→ (5) 障害児を持つ家庭への支援

障害児やその保護者などの社会参加を促進するとともに、自立支援サービスによる障害児支援、障害児保育事業の充実を図ります。また、障害児を育てる家庭などの経済的な負担を軽減するために、特別児童扶養手当などによる経済的な支援に取り組めます。

→ (6) 地域における子どもの居場所づくり

放課後児童健全育成事業の実施場所などを活用し、夏季・冬季休業期間に遊びの拠点となる子どもたちが集まれる場を提供し、健全な子どもの育成を図ります。

→ (7) 保育サービスの質の確保

多様な保育サービスを提供するため保育士等の人材を確保に努めます。また、保育所(園)などの会議を通じて児童一人ひとりの状況についての情報交換や保育技術の向上を図るためには、研修機会や体制の充実に取り組めます。

3. 母子・父子家庭等の子育て支援の充実

→ (1) 保育サービスによる支援

母子・父子家庭の子どもを保育所(園)、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)などで優先的に預けられるように配慮し、母子・父子家庭の子育てを支援します。

→ (2) 経済的な支援

母子・父子家庭医療費助成、子ども手当(児童手当)などにより、母子・父子家庭の経済的な支援を行い自立した生活を送れるように、総合的な支援に取り組めます。

→ (3) 関係者との連携による支援

制度解説などの各研修会を実施し、民生委員などの資質の向上を図るとともに、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化を図ります。

4. 地域と連携した子どもとその家庭を支援するための体制の構築

→ (1) 地域で子育てを支援する体制づくり

地域の子育て支援活動の周知と理解を得ながら、育児に関する不安や悩みを軽減するために、子育て家庭同士の情報交換ができるネットワークの構築や関係機関と連携し、地域全体で子育て支援に取り組みます。

→ (2) 地域で子育てを支援する人材の育成・確保

多様な子育て支援に関するニーズに対応するためには、行政のサービスだけではなく、地域で子育て支援ボランティア活動をする人材・団体を育成し確保するための取り組みを推進します。

→ (3) 地域と連携した総合的な子育て支援

保護者の不安や悩みは、子どもの成長段階で変化していくことから、気軽に相談できる体制の整備などによる不安や悩みを軽減できる環境づくりに取り組みます。また、虐待や不適切な対応を早期に発見し、対応する体制づくりや虐待児に必要な援助を行えるよう関係機関との連携を図ります。

5. 母子の健康保持・増進のための支援

→ (1) 健やかな妊娠・出産・育児に関する情報の提供

妊産婦や母子が健康を保持するうえで、基礎的な知識を習得するため母子健康手帳を交付するとともに、各種講座への参加を促すため、広報紙などによる周知の充実に努めます。

→ (2) 妊婦への支援

健やかな妊娠期を過ごし、安全な出産のため妊婦一般健康診査の受診勧奨や妊婦訪問指導を推進します。



→ (3) 産婦へ支援

産婦訪問指導を実施し子育ての不安や相談できる関係づくりなどを行い、産婦と子どもの健康の保持・増進と疾病の早期発見・早期治療に結び付けるための事業に取り組みます。

→ (4) 新生児・乳幼児の健康づくりの支援

乳幼児の健康増進と疾病の早期発見・治療のため、受診率 100.0%を目指し、各種健診の受診を勧奨するための各種健診の日程などについて広報紙などを通じて周知を図ります。



→ (5) 予防接種の推進

町の広報紙で予防接種を実施する月の広報紙に掲載するとともに防災無線放送で周知に努め、今後も接種率の向上を図り疾病の予防に取り組みます

→ (6) 地域子育て支援センターと連携した健康教育の推進

保健福祉課と地域子育て支援センターが連携し、子育てに関する知識を習得する講座や保護者同士が育児などに関しての情報交換を行う場を提供するなど、健康を保持するための健康教育を推進します。

→ (7) 子育てサークル活動などの仲間づくりの推進

保護者の自主活動やサークル活動について、引き続き自主活動サークルなどの育成・支援を行うとともに、広報紙などによる周知を図り、活動への参加促進を図ります。

→ (8) 関係機関との連携による小児医療の充実

近隣市町と連携した小児医療体制の整備や小児科医を確保するための取り組みを推進します。

→ (9) 乳幼児期から思春期を通じての健康づくりの推進

▶ 母子が望ましい生活習慣を形成するための支援

健康を保持するためには、規則正しい生活を送ることが大切です。母子が望ましい生活習慣を形成するための支援に取り組みます。

▶ 思春期における健康教育の推進

思春期における健康教育を推進し健康を維持するための知識の習得を促します。また、性に関する健全な意識の醸成に努めるとともに、性や性感染症に関する正しい知識の普及を図ります。

6. 子どもと妊産婦が安全に過ごせるまちづくり

→ (1) 子どもが安心して活動できる環境づくり

子どもや妊産婦が安心して活動できるよう、既存道路や建築物などがすべての町民にとって安全で利用しやすい環境づくりや地域住民による交通安全の推進などに取り組みます。

→ (2) 子どもへの安全教育の推進

学校、行政、警察などの関係機関が連携し、子どもの各種安全教育を推進します。

→ (3) 災害発生時における妊産婦、乳幼児への支援

妊産婦や乳幼児など、災害発生時に対応が困難な災害時要援護者へ適切な避難誘導ができるよう災害時要援護者マニュアルを作成し、災害時における適切な支援が実施できる体制の整備に努めます。

→ (4) 地域で子どもを見守る体制づくりの推進

地域住民による登下校時の挨拶・声掛けなどの見守り活動や犯罪などから、子どもが一時的に避難できる「子ども110番の家」などの充実による地域で子どもを守る防犯体制づくりに取り組みます。

→ (5) 地域で子どもを見守る体制づくりの推進

子育て家庭が安心して子どもを育てることができるよう、町営住宅の入居者募集にあたっての優遇措置を推進するなど住宅確保の支援に取り組みます。

7. 子どもの学びを支援する体制づくりの推進

→ (1) 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進

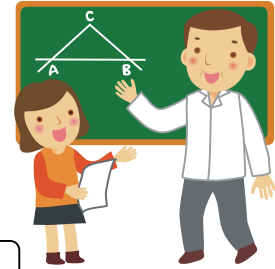
児童・生徒が多様な地域社会や自然などの資源を通じて、「生きる力」を育むための学校づくりを推進します。

→ (2) 幼児教育の充実

幼児教育と学校教育が連携し、保育士や教職員が子ども一人ひとりの成長や学習状況に応じたきめ細やかな指導することができるよう、幼児教育の充実を図ります。

→ (3) 児童・生徒がいきいきと学べる環境の整備

新学習指導要領を踏まえ、小・中学校教育の充実、豊かな心を育む教育活動の推進、体力の向上と健康教育による健康づくりを推進するなど、児童・生徒が活き活きと学べる環境整備に取り組みます。



→ (4) 教育システムの多様化と支援体制の整備

特別支援教育の充実

障害を持った児童・生徒が地域のなかで学び、自立した生活を営み、地域社会の一員として生活できるよう協力体制の充実や町民の障害や障害者への理解を深めるための取り組みを推進します。

連携型中高一貫教育の充実

生徒の社会性の育成や教育の一貫性を保ち、生徒一人ひとりの成長に応じた指導を行うため、引き続き中高一貫教育の充実に取り組みます。



→ (5) 積極的で開発的な教育指導の推進

児童・生徒が主体的に望ましい人間関係の構築などの課題に積極的に取り組み、問題を解決する生きる力の育成に取り組むため、子どもと親の相談員や生徒指導推進協力員、スクールカウンセラーを配置し積極的で開発的な教育指導を推進します。

→ (6) 学校の教育環境の整備

良好な学習環境を確保するため、安全な教育環境の整備や学校の統廃合による通学区域の検討・再編などに取り組みます。

→ (7) 教職員の専門的な資質と能力の向上

各小学校での研究をより一層支援することにより、特色ある学校づくりを推進するとともに、教職員の資質と能力の向上を図るための取り組みを支援します。



(8) 地域における教育力の向上

地域住民の多様な技能を活かし、子どもの体験学習などの機会を利用した交流機会を増やすなど、地域資源を活かした教育力の向上に努めます。

(9) 次代の親の育成

兄弟姉妹が少なく、また、乳幼児と触れ合う機会の少ない現在の子どもたちが将来子どもを産み育てていくことができるようにするため、子どもを育てる母性・父性を育む教育等の取り組みを推進します。

保育施設の整備の数値目標

平成26年度目標事業量

事業名	事業内容	平成21年度実績値	平成26年度目標値
通常保育事業	保護者が日中就労等のために保育できない児童を保育所で保育する事業です。	289人	330人
延長保育事業	保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業です。 平成21年度時点で2か所の保育所で実施しています。平成26年度においても継続して事業を実施することを目標としています。	2か所	2か所
病児・病後児保育事業	保育所等へ通所中の児童が発熱等の急な病気となった場合、当該児童を専用スペース等において保育する事業です。 平成21年度時点で未実施であり、後期行動計画では実施体制などについて検討します。	0日 (のべ)	0日 (のべ)
		0か所	0か所
一時預かり事業	保育所に入所していない児童を対象に、一時的に保育が必要となった場合や、保育者のリフレッシュ等のために児童を預かる事業です。	0日 (のべ)	2,015日 (のべ)
		0か所	1か所
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ、児童室)	保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学生(主に1～3年生)に対し、授業の終了後に、適切な遊びと生活の場を与える事業です。	50人	50人
		2か所	2か所
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	普段家庭において児童を保育している保護者やその児童等に対し、親子の交流・遊びの場の提供、子育て等に関する相談・援助等を行います。	1か所	1か所
ファミリーサポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。後期行動計画でも引き続き検討課題とします。	0か所	0か所



**南三陸町次世代育成支援後期行動計画
(平成22年度～平成26年度)**

お問い合わせ先

編集・発行 / 南三陸町 保健福祉課

〒986-0753

宮城県本吉郡南三陸町志津川字城場10番地南三陸町志津川保健センター内

TEL 0226-46-5113 FAX 0226-46-4514